

受験申込者本人が作成した場合は無効 (個人開業者等を除く)

令和2年度 石川県介護支援専門員実務研修受講試験

実務経験証明書 (兼 実務経験見込証明書)

社会福祉法人石川県社会福祉協議会 理事長 様

(証明日) 2020年 月 日

施設・事業所所在地
施設または事業所名
代表者氏名
担当者(電話番号)

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

Table with columns: ふりがな, 受験者氏名, 施設または事業所名, 勤務先住所, 業務従事期間(A), (A)のうち育休・病休等休職した期間(B), 業務に従事した日数(A)-(B), 職種名, 施設種別および具体的な業務内容. Includes fields for dates and names.

- ※ 記入上の注意 (本証明書を作成する施設または事業所の担当者の方へ)
◎ 「証明日」は、受験案内配布日(2020年6月8日)以降の日付を記入してください。配布日より前は無効です。
◎ 「施設・事業所所在地」「施設または事業所名」「代表者氏名」は、実際の勤務施設名を記入してください。また、一法人で複数の勤務施設がある場合は、勤務施設ごとに本証明書を作成してください。「担当者(電話番号)」も、必ず記入してください。
◎ 「印」は、証明者の公印(職印)を使用してください。個人経営等で公印がない場合は、役所等に通常書類を提出する際に使用する個人印を使用してください。内容を訂正する場合は、証明権者の公印で訂正印を押してください。修正液や二重線のみによる訂正は認められません。
◎ 「業務従事期間(A)」は、国家資格に基づく業務の場合は資格取得(登録)日以降としてください。
◎ 証明日現在、従事しているが、受験要件となる期間および日数(受験資格に関する業務5年以上かつ900日以上)を通算して満たしていない受験者の場合でも、試験日前日(2020年10月10日)までの期間を算定し、業務従事見込として受験を申込みことができます。その場合は「通算して期間・日数を満たしていない」に記入してください。受験者は、期間および日数を満たした後、あらかじめ「通算して期間・日数を満たしている」に記入のある実務経験証明書を、所定の期日までに提出する必要があります。
◎ 「職種名」「資格コード」は、裏面を参照し、「施設種別および具体的な業務内容」は受験者が従事する施設種別と具体的な業務内容を記入してください。(例)「(施設種別) 養護老人ホーム(業務内容) 介護業務」「(施設種別) 診療所(業務内容) 看護業務」等

## 国家資格等に基づき当該資格に係る業務に従事する方

資格コード	職 種	資格コード	職 種	資格コード	職 種
1001	医師	1008	理学療法士	1015	言語聴覚士
1002	歯科医師	1009	作業療法士	1016	あん摩マッサージ指圧師
1003	薬剤師	1010	社会福祉士	1017	はり師
1004	保健師	1011	介護福祉士	1018	きゅう師
1005	助産師	1012	視能訓練士	1019	柔道整復師
1006	看護師	1013	義肢装具士	1020	栄養士（管理栄養士を含む）
1007	准看護師	1014	歯科衛生士	1021	精神保健福祉士

## 相談援助業務に従事する方 施設等において必置とされている相談援助業務に従事する方

資格コード	施設・事業名	職種・業務名等	規 定
2001	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設（有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）	生活相談員	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号に規定する生活相談員
2002	介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設	生活相談員	介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する生活相談員
2003	介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設	生活相談員	介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する生活相談員
2004	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設	生活相談員	介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員
2005	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設	支援相談員	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設にあつては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員
2006	介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設	生活相談員	介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する生活相談員
2007	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する計画相談支援を行う事業所	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する計画相談支援にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員
2008	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所	相談支援専門員	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員
2009	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援を行う事業所	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第2項に規定する生活困窮者自立支援事業にあつては、生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発 0727 第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3（2）アに規定する主任相談支援員